

別表第1 耐震改修計画策定費補助(第3条関係)

| 耐震改修計画策定費補助 | | |
|-------------|---|--|
| 補助の対象者 | 次に掲げる要件を満たす個人 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者 | |
| 補助の対象住宅 | 1. 下記のいずれかに該当する住宅で原則として、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」に適合しているもの。ただし、「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの | |
| 補助の対象となる経費 | 1. 補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。 (ただし、対象となる経費が耐震診断に要する経費のみの場合は、補助の対象としない。) | |
| 補助金の額 | 戸建住宅 | 補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は20万円のいずれか低い金額 |
| | 長屋、共同住宅(マンションを除く。 (以下、本補助において同じ)) | 補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い金額 |
| | マンション | 補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に、3分の2を乗じて得た額を上限とし、次の各号に定める額のいずれか低い金額(千円未満は切捨て) (1)補助の対象となる住宅の延べ面積に、以下のアからウまでに掲げる㎡単価を乗じて得た額を合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は、2,400円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,000円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は、700円/㎡ (2)4,000千円 |

| | |
|--------|---|
| その他の事項 | <ol style="list-style-type: none">1. 実績報告書に添付する耐震改修工事の見積書は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者が作成したものとしなければならない。2. マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。3. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。4. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。5. 1棟の床面積のうち、居住の用に供する部分（住宅内に店舗等の居住の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。）の床面積が、2分の1未満である場合は、補助の対象としない。6. 補助の対象住宅を含む棟に、補助金の交付を受けようとする者以外の者が所有する部分が存する場合は、その者が本要綱に係る手続きがなされることについて、同意していること。7. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。 |
|--------|---|